

近世瀬戸内地域の新田開発にみる出稼ぎ労働

森下 徹

A Study of Migrant Workers Engaged in Reclamation Construction in the Seto Inland Sea Region
in the Early Modern Times

MORISHITA Toru

はじめに

- ① 石垣の請負と石船
- ② 土方の請負と砂船
- ③ 作業現場での労働編成
おわりに

【論文要旨】

萩藩領の瀬戸内沿岸部では、近世後期にかけてもさかんに新田開発（開作）が行われていた。その普請にかかわった労働力については以前検討を加えたことがあり、瀬戸内一帯を移動する請負人とそれに率いられた石船、そして現地で普請を管轄する石頭という業者との組み合わせからなっていたことをのべたことがある。本論は、石頭とセツトだった土手の普請もあわせて取り上げ、開作普請における労働の特質を再考しようとするものである。開作の周囲を取り囲む堤は、石垣と土手の二重構造からなっており、それぞれを石船（石組）と砂船という、出稼ぎ集団が担当していた。また普請全体を管轄するものとして石頭があり、その下で多数の丁場を一括する請負人がいた。ただし長さ二〇間単位に分割された個々の丁場に即すると、在所を同じくする数艘の石船ないし砂船の出稼ぎ集団が造成作業にあたっていた。石垣ばかりか土手につ

いてもそうした専門集団が担当していた理由として、数人規模で達成するという、造成現場における作業の共同性があげられる。すなわち仕様を理解し資材を揃え、作業の計画を立て現場で指揮をする、そうした統括者に率いられた集団でなければならなかった。あわせて水中で行う作業だったこともあって、統括者と一体化した機動性も不可欠なものだった。個々の作業自体をバラバラにみると、石を組み上げる、あるいは土で土手を作っていくという、熟練度は低位で互換可能なようにみえたとしても、集団としての組織性が必須であり、そのことが普請現場での労働編成や調達の仕方を規定していたと考えることができるわけである。

【キーワード】 新田開発、瀬戸内地域、石船、労働の共同性、出稼ぎ集団

はじめに

周防・長門両国からなる萩藩では、近世後期にかけても瀬戸内側で盛んに新田の開発が進められていた。この藩では新田のことを開作とよぶが、藩が直営で開発したばあいも多い。造成は周囲を取り囲む石垣を築くことから始まり、多数の労働力が投下され進められた。近世後期における大規模な土木工事の例となっている。

その堤普請に携わった労働力のあり方については、以前検討を加えたことがある。⁽¹⁾開作地の石垣造成は、石船とセットで各地を移動する労働力が担当しており、備前や安芸などの他国も含め、遠隔地から石船を率いる請負人が集まっていた。同時に、往々にして地元で石船とよばれる業者がいて、開発を全体として請け負った。各地からの石船もそうした石垣を介して普請を担当できていた。広域を移動する石船の集団と、各地にできていた業者の請負構造とが合わさって、新田の石垣普請が遂行されていたことに注目したわけである。

もっともそのときは、石垣造成にあたるものを職人の一種としてとらえており、石組の作業に技能が求められたからこそ、遠隔地からの出稼ぎ労働に依存していたと理解していた。しかしながら作業現場そのものを丁寧再現したわけでは必ずしもなかった。しかも本文でのべるように、より単純な作業のほすの、土（砂）で造成する土手部分についても出稼ぎ労働が担当している。このことは技能が求められたということによつては説明がつけづらい。堤普請に全体としてどういった労働力がかわり、そのなかで出稼ぎ労働がいかなる位置を占めていたのか。そのことを考えるためにも、堤普請の作業現場に即した検討が必要となる。

ここでは石組や周辺の労働力の性格について、以前の論稿では不十分

だった点を検討しなおすことにする。そのことを通して、出稼ぎ労働の存立の基盤を、労働の特質からあらためて考えてみようと思う。なお石垣の造成にあたる労働力のことを石船とも石組ともいい、以下では両者を必ずしも区別せずに使っている。

① 石垣の請負と石船

(一) 請負人と石船

まず石船（石組）について、あらためてその性格を考えておきたい。事例として、安政六年（一八五九）に実施された妻崎新開作を再度とらえる。藩領の瀬戸内側、やや西寄りに位置する舟木宰判にあった開作地である。厚東川河口の西岸部、妻崎開作のさらに沖合に藩営で造成されたもので、面積一一〇町ほどからなっていた。厚東川沿い東側七四〇間、海に面した南側五〇〇間の堤の普請を、三月の前積りを経て五月に始め、年末の潮留でひとまず完成させている。⁽²⁾

すでに紹介したのだが、楾始めに先立つてつぎのように普請の責任者兩人（開作方頭人）が石船の募集をしている。⁽³⁾

今般船木宰判妻崎沖干潟御撫育方御用地之内、新御開作御築立被仰付候二付、御宰判中石船之者共江石堀出・組立等之御用有之候条、船持之者勿論、船所持不仕石堀之者共迄も相応之仕役有之候間、彼地罷越、御用相勤候様可被成御沙汰候、右二付石垣組付・土手築立之儀入札請負被仰付候二付、別紙石垣・土手雛型好注文等差越候条、村々石船名前并石船々頭之者名前をも書分ケ、早速付立御撫育方江差出候様御沙汰可被成候、尤入札当月廿三日限り彼地持参、旁御沙汰可被成候、以上

安政六未

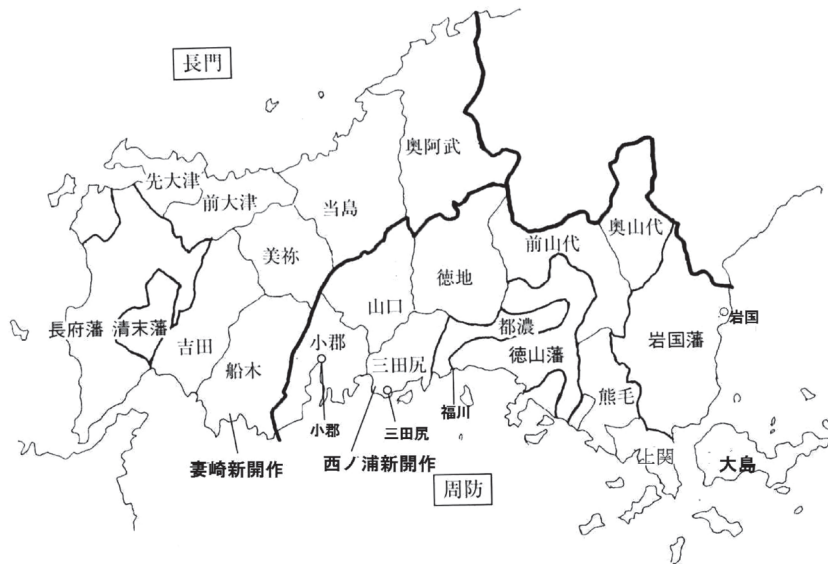


図1 萩藩領略図

五月十五日

工藤半右衛門様 (小郡代官)

(奥書略)

萩藩領は一八の宰判さいばんとよばれる行政区からなっていた。引用は小郡宰判宛だが、ほかの宰判にも出されたものと思われる。内容は、このたび妻崎新開作造成につき、石船のものに石堀出し・組立ての御用がある。ついでには船持ちはもちろん、船を所持しない石堀についてもそれなりの仕

木原源右衛門

植木五郎右衛門

役があるので、出向いて御用を勤めさせよ。また造成にあたっては、石垣組付け・土手築立ての請負入札とするので、別紙の好注文(仕様書)に従って、村ごとに石船の名前と石船船頭の名前を書き分けて、付立て(リスト)を差し出すよう指示せよ。概略以上のことを命じたものである。あらためて注目したいのは、通達が、石船ないし石堀に妻崎新開作へ出向いて御用に就くことを命じた前段と、入札希望者の付立を提出するよう指示した後段との二つに分かれていた点である。そこからすると、石堀出し・組立てに従事する石船らと、それらをまとめて造成を請け負うものとは別物とみるべきではなからうか。

なお募集に付された好注文をみると、石垣の構造が断面図とともに定められている。参考までに概略を紹介しておこう。

・ 汐留石垣の前面に添石垣と腰石垣を付けた三重とし、上部には笠置石垣をかぶせる。

・ 汐留石垣ならば、表側は三六碁・入一尺二寸以上の石で、裏側は三六から四一碁・入同断の石を使って組み立てる(添石垣・腰石垣もそれぞれに定められている)。

・ 東土手から海に面した南土手へかけての一番頑丈な部分(三五六間分)については、汐留石垣の台(基底部)二間・上り(高さ)二間五分・留り(上部)六分、添石垣の台七分、腰石垣の台八分という大きさとする(ほかの土手についてもそれぞれに断面図で規程されている)。

こうした石垣の設計図を施主である藩の側が用意し、その条件での入札者を募るわけである。一丁場は二〇間であり、全部で五八丁場からなっていた。ちなみにここでの引用は、明治二年(一八六九)に小郡宰判で千歳開作を造成したとき、責任者だった大庄屋の記録に写し取られたものからである。石垣の仕様に関する知識は、以前の開作を先例とする形で、藩側の担当者の間にも普及していたのであろう。

この募集を受けて、大島郡をはじめ、備後や備前など遠隔地から、石船を率いる請負人が入札に参加したことは以前のべたとおりである。そのなかには備前和次郎のように、まとめてたくさん丁場を請け負うものがいたが、結局かれは石船数十艘は集められるといっておきながら用意しきれず、預かった一五丁場のうち一〇丁場を辞退している⁽⁴⁾。かれ自身、石船をあらたに調達して普請に参加しようとしたらしい。あわせて一つの丁場を担当するのに、数艘程度の石船が必要だったこともうかがえる。

また最初に落札した大島郡熊蔵・卯兵衛と都濃郡福川の六右衛門は、九月になって値段増の願書を提出している。そのさい、「大島郡・福川惣船中」も別に同様な願書を出し、「船頭熊次郎・卯兵衛・六右衛門」の見積りよりも諸雑用がかさんだといつて、増銀を求めていた⁽⁵⁾。石船たち（惣船中）は数人の「船頭」のもと、地域的なまとまりをなして開作地へ赴き、それぞれが直接に丁場を担当し請負賃を得ていたことになる。

そうした請負人と石船との関係にかんして、潮留も終え堤が完成したあと、翌年の八月に瀬戸内沿いの四宰判に出された出されたつぎの通達も紹介しておこう⁽⁶⁾。

三田尻

小郡

都濃郡

大島郡

右宰判石船中

右船木宰判新御開作所腰石垣調被仰付候処、石船無数難御間合二付、石組共御開作之外仕役被差留候条、前書石船之者とも諸郡并御末家領・他国等⁽⁷⁾罷出居候共呼戻シ、早々御開作所罷越候様、若我儘を以不罷越ものも有之候ハ、御咎をも可被仰付候間、於御代官所精々

相糺、嚴重沙汰被仰付候間、若不罷越者有之候ハ、早々申出被仰付候事

但、於諸所前銀等受取居候ハ、致返済、御開作所参着次第、会所可届出候、石垣受負方之者万一口銭等取立、不心得之義も有之候ハ、其旨趣可申出候事

右之通御沙汰可被下候事

八月

堤の石垣に腰石垣を添えることにした。そのための石船が不足しているので、当開作以外での石組の仕役は禁止する。については領内各地の宰判や支藩領、他国へ出向いてる石船のものを呼び返し、妻崎新開作に赴くように、と四つの宰判に命じたものである。ここでは石組と石船とがいかえられており、両者が同じものだったことが確認できる。また通達の対象となる東部の四宰判が、領内における石組＝石船の供給地だったこともうかがえる。

そのさい但し書にある、「各地で前銀を受け取ってれば返済し、妻崎新開作に到着次第、会所へ報告せよ。石垣受負方のもので、（石船から）口銭を取り立てるような不心得があれば、そのことも申し出よ」との箇所に注意を払うと、個々の石船が開作所で前貸を受け取ったり、また石垣の請負人へ口銭を支払うこともありえたといえよう。ここからも、包括的な請負人がいながら、石船はそれぞれに丁場を任され、開作所（会所）から直接賃金を請け取っていたとみなしうる。もっとも、あとでみる丁場での作業を想定しても、数艘程度の小集団をなすばあいが多かったと思う。

石船が地域的にまとまって移動し、各地の開作普請に従事していたことは以前のべた通りである。ここで付け加えたいことは、たしかにそれらを全体としてまとめる業者ないしは代表に当たるものがない、入札が実施されれば応じたし、施主との関係ではそれが包括的に請け負うこと

もあった。しかし実際には、配下の石船が直接に丁場を請け負い、賃金も施主から渡されていたということである。石船の小集団が自立的に存在していたとらえたい。

(二) 石の調達

そこでこの見通しについて、資材(石)の調達という面から考えてみよう。

五月段階での石船の募集のなかで、石堀出し・組立ての御用があると、いって石船に開作地に赴くように命じていた。そこにいう石堀出しとは採石の作業をも含んだのだろうか。

妻崎新開作の造成では、藩は隣の小郡宰判に何ヶ所かの石取場(御用石場)を設定し、石船はそこから石を調達することになっていた。その一つ、瀧高山の御用石場での事例を紹介しよう。ここでは石工留五郎が採石に従事していたが、それに対して石頭取三田尻嘉十郎が、「留五郎が請け合せてからは、メ買をしていられるため石が高値になっている」と、訴え出ている。それへの留五郎のつぎのような反論から、石工のあり方をうかがうことができる。

・私は妻崎開作の石工職をしており、近年は岩屋御立山へ出稼ぎをしていました。しかし七月下旬からは病気になるため休養のため帰宅しておりました。

・九月七日に御会所へ出頭するようご指示を受け、このたびの新開作について石の調達に関して尋ねられました。そこで、「(御用石場の)瀧高山は出稼ぎ先の近くの近くなので、割り出すことはできません。値段もこれまでの一碁七分五厘を、七分にできません」と答え、割り出すことになりました。しかし浜辺へ出すまで夜中の番人が必要なこともあり、病中では十分な世話が行き届きかねる状態です。

・ところで御用石場の月崎では、予州の弥兵衛というものが採石し、

丁場の石を割り出しています。同人は私の居所を宿にし、また私の「炭・鉄劔」を使っているようなものです。

・今日九日は諸丁場が休息につき、その弥兵衛が私のもとへ来ました。ちょうど「丁場受負人」である能美の浪五郎・伊佐吉、三田尻の孫太郎、当所の磯五郎・茂三郎たちも来ていました。これらは割石を買得するものです。

・その席で私が、「石を瀧高山にて切り出すよう命じられたが、病気でできないので、ひとまず月崎で弥兵衛の石取場へ人数を加勢し、一緒に切り出してはどうかと思う。その内には瀧高山で切り出すこともできるだろう」と言いました。

・弥兵衛も同意し、「ならば値段はどうしようか」と聞くので、「これまであなたが採石してきた見当もあるでしょう。売方がいくらと言いつつ、また買方も希望の値段を言えはいいでしょう」と答えました。ところが弥兵衛と買方のものは、「何分石のことは、あなた(留五郎)のかねてからの職分なのだから、売方・買方ともに納得するよう値段を決めてほしい」と言います。そこで「それならば場所居売り一碁につき三〇文ならば双方ともほどほどの値段でしょう」と答えました。

・そうしてその場にいたものや萩の十三郎など計五丁場分の石を頼まれました。

こういって、買手の丁場請負人と相談のうえ価格は決めたのであり、メ売りなどしていないと反論している。

このように、御用石場には近隣の妻崎に住む石工留五郎がおり、「仕手」とよぶ配下の石工を使って採石にあたっていた。また別の御用石場では伊予の弥兵衛が採石していた。弥兵衛は、留五郎に宿を提供してもらい、また「炭・鉄劔」という用具ないし資材も貸与されていた。弥兵衛が、個人ないし弟子数人を率いて伊予からやってこれたのも、現地に

留五郎のような宿や必要な用具・資材の提供者がいたからだった。

しかも採石した値段については、地元の留五郎に決定権があると、伊予からきた採石業者も、また買手である丁場請負人も考えていた。採石業者には一定の地域をテリトリーとするものがおり、各地を移動する石工も、そのもとで営業できていたわけである。ちょうど地元の石頭と、丁場を請け負う石船と同様な関係が存在していたことになる。石工は個人で採石場を訪れ、そこを管轄する業者に庇護され、採石業に従事していたのだった。

そして「丁場受負人」は、採石業者である石工と買得の交渉をし、石を買っていた。萩の十三郎ともあわせると六人で五丁場の担当だということから、各地から集まった石船に相当するはずである。以前からある堤や波戸などを壊して再利用する以外、石はあらたに購入したのであり、請負にはその分が含まれたことになる。

このように石船と採石にあたる石工とは別々だったことがあきらかであり、石船の募集において石堀取りといっていたのも、石の加工工程を伴わない、文字通り石を掘り出す程度の作業をいっただろう。前稿では必ずしも区別をしなかったが、同じく石を扱うものではあれ、採石の石工と石垣を造成する石船とは異なっていたといえよう。石船とは、それぞれに丁場を請け負って請負賃を施主から受け取り、また石を自身で購入して石垣の造成にあたるものだった。⁽⁸⁾

(三) 出稼ぎとしての石船

もちろんそうした石船の、より実態的な姿が知りたいところである。かれらの社会的な存在形態についていまま少し考えておきたい。今度は、現地に派遣された藩の下役人(直横目)が普請の最中、八月に出したつぎの報告をみてみよう。⁽⁹⁾

既二当盆前、大島郡辺石船之儀ハ半季之雇人二^而入代候付、一応引

取候故、前貸之儀願出、現石御受方^江当り貸渡被仰付候へ共、時分柄旁差湊も有之、庄屋見兼候^而御貸銀之儀與判を以相願候へ共、不^而及御詮儀、無抛庄屋手元二^而心遣ひ貸渡、差返候由、盆後二ハ早速罷越候約束之分も、及遅々候処、他所之開作二^而ハ前貸銀も有之由^二、於内輪立二不進とも有之たる由：

大島郡辺りの石船は「半季の雇人」である。そこで盆前に交代のため一旦引き揚げるさい前貸しを願い出た。これは庄屋の與判を添えたものだったが、許可されなかった。そのため止むを得ず庄屋が自前で貸し渡したようだ。ところが盆が過ぎればただちに戻るとの約束だったのに帰ってこない。ほかの開作では前貸銀があるらしいが、それがないためではないか。このようなことを報告している。

ここからは、石船が大島を拠点にして、各地の開作に向いていたことをうかがえる。大島にはおそらく家や家族があったはずで、広域を移動するといっても、あくまで出稼ぎと理解すべきものだろう。石船とは出稼ぎ労働の一つだったことをまず確認しておこう。

それら出稼ぎの抛出元の様子を、一八四〇年ごろの地誌、「風土注進案」を通してみておきたい。⁽¹⁰⁾ 宰判を構成する村ごとに、定められた項目について報告したもので、記載の詳細さからこれまでもさまざまに利用されてきた史料である。

そのうち大島郡の村々については、末尾に村としての収支が計上されており、産物などの販売で得た収入と、貢租を始めとする支払いに当たった金額とを差し引きしている。その費目の一つに、「他所稼ぎ賃錢」「他所稼ぎ」「儲け込みの分」のような、他所への出稼ぎによって得られた収入があった。それだけを拾ってゆくと、三〇ほどある村々のほとんどで、職人あるいは舸子^{かこ}、奉公人、日雇などとして出稼ぎがあったことがわかる。人数が示されるものだと、「浜子稼ぎ八十人・舸子稼ぎ百二十人・奉公稼ぎ五十人」(三浦村^{みがま})・「舸子・浜子百五十人」(舸子・日雇稼

四十五人」(安下庄^{あげのしやま})のように多数にのぼる。周知のことではあるが、幕末にはこの島からは相当数が出稼ぎに赴いていた。

その職種には大工・木挽・桶屋などの職人と、舸子・奉公稼ぎ、そして塩田での浜子などがあり、それぞれが島内各村から出かけている。ところが石組ないし石工がみえるのはつぎの三つの村だけである。

・久賀村・浦

一同九拾三貫八百八拾目 但、御百性中之内、三田尻・岩国其外塩

浜行、并二九州行石築・石船・奉公人其外他所持之者儲銀之分

・日前村^{ひくま}

一同壹貫六百目 但、大工・木引・桶屋・石工・左官於他所二持賃

儲之分

一同三貫六百目 但、御百性之内、山子・石組他所持二出候者賃

儲之分

・土井村

一同壹貫四百目 但、御百性中之内、石組他所持二出候者賃儲之分

実はこれら三ヶ村は隣り合う村々だった。藩内では石船の一大供給地だった大島だが、これに従えば久賀周辺に多かったことになる。もちろん「風土注進案」にみえないだけで、大島の他の村から出た石船もあったはずだが、それにしても、大島のなかのさらにいくつかの村ないし地域ごとに集団を作って、出稼ぎに赴いていたのだらう⁽¹¹⁾。

また注意したいのは、三ヶ村とも「御百性中之内」と、百姓の就く余業として記述されている点である。日前村で、石工が大工とならんで職人の一種とされるのは異なっている。そこからすれば、たしかに石積みを請け負ううえで、石の調達や造成の計画などにかんする専門的な知識・技法が必要ではあった。とはいえ個々の石積み労働自体については、求められる熟練の度合いは低位なものだったことになる⁽¹²⁾。この点については、普請の作業現場に即してあらためて考えてみたい。

② 土方の請負と砂船

(一) 土方の請負

ところで、妻崎新開作では石船の募集が土方請負人ともあわせて行われていた。五月に開作頭人が出した募集では、「石垣組付・土手築立」の入札を行うので、別紙に石垣と土手の仕様書を添付する、とあった。このとき石垣の仕様書と一緒に添付された土手の仕様書(土方好注文)をみると、やはり一丁場二〇間としたうえで、厚東川に沿った土手の半分は中州の砂で造成し、残り半分と南側の沖土手とは濁砂で造成するよ(う)に、また菌朶や杭・柵など必要な資材は藩が提供する、といったことが書かれていた。図面も添えられており、石垣を背後から支えるようにして土手を造成しようがわかる。一番頑丈なところだと基底部一二間とあるので、石垣部分の三倍以上の厚みだった。そしてこの募集による入札の結果、三田尻の嘉十郎らが、濁砂坪別一一匁八分・川砂一三匁八分で落札した。石垣は六〇匁前後の請負額だったから、大幅に安い額である。もつとも石を購入するのがついで、海辺や川の中州から砂を採取するわけだから、資材代を差し引くと両者の差はかなり縮小するだらう。

そしてこれら落札人は砂船を率いていた。たとえば十月に出された直横目の報告にはつぎのようにある⁽¹³⁾。

一砂舟之儀ハ当節百六拾艘位罷居候処、風波ニ寄り持付候砂減し候付、下地之受負辻ニ^而ハ引合不申二付、直増之儀申立、過ル朔日比今仕役相止候処、頭取共分申論し、御国中之者ハ仕役取懸り候由、此余御詮儀如何可被仰付、開作所ニ^而ハ兎角ねたり候儀ハ有之候へ共、強^而迷惑と申程之儀も有之間敷由

一六〇艘の砂船が集まっていたが、賃銀引き上げを求めて作業をホイコットした。それを「頭取共」が諭して何とか「御国中之者」は作業を始めたという。だとすれば、砂船のなかには他国のももあったことがわかる。また「頭取共」が、落札した三田尻の嘉十郎らのことをさすのであれば、石船が「船頭」と呼ばれる代表を介して請負に参加したのと同様な関係が、土方の「頭取」と砂船との間にもあったことになる。⁽¹⁴⁾

それら砂船のあり方については、十月段階で作成された前積りからもうかがえる。⁽¹⁵⁾ 堤普請は十月に終え、潮留を実施する予定だったが、それが大幅にずれこむことになった。そうしたなか残された丁場の完成を図ったものである。

この前積りをみると、石垣部分については必要な石が合計一五一〇坪とある。一丁場平均百坪との記録もあるので、一五丁場ほど残っていたことになる。それをいまある六〇艘の石船を使って造成する、その日数が試算されている。平均すれば一丁場を石船四艘で担当するという計算になる。

つづく土方の前積りでは、いまだ必要な土が一万二六〇〇坪だということ。これをいまある砂船一六〇艘で搬送するばあい、五〇艘増しのばあい、一〇〇艘増しのばあいと、掛かる日数を三通りで試算している。そして、「近日分呼集として、岩国・大島郡・伊予・芸州等心遣可仕様子^二而」、五〇艘程度なら雇うこともできるが、それ以上は困難だと書き記している。岩国、大島、さらには伊予や芸州からの砂船調達を想定するのである。このように遠隔地を移動して開作普請に携わる専門集団を想定するわけだから、砂船というのもただ単に砂を搬送するだけではなくて、石船と同様、土手の造成にも携わる労働力とセットだったのではないか。

(二) 砂船による土手造成

その点を確認するために、別の開作の例となるが、明治二年(一八六九)

に造成された、小郡宰判の千歳浜開作をとりあげたい。六〇町の塩田からなっていたが、「大頭取」として造成を主導した豪農が作成した記録がある。⁽¹⁶⁾ そのなかに石船中・砂船中連名の請状の雛形をみいだせる。

それを見ると、まず第一条と第二条とで、三方の堤に添石垣と笠置石垣を付した石垣を造成するとし、石の数や大きさについても、先の妻崎新開作での仕様書と同様な仕方で書き付けている。つづけて第三条では、やはり三つの堤を、すぐ隣接する長浜開作周辺で採取したねば土を使って造成するとしている。

また「石垣・土方共二築立之儀定盤雛形之通諸事棟梁差図を請、築立可仕候事」と、石垣・土方ともに、造成にあたっては棟梁の指図を受けるとのべた箇条もある。この普請では、石ノ手棟梁大島郡安下庄安之丞、土ノ手棟梁都濃郡大津島松之助が任命されていた。都濃郡大津島も採石地として有名であり、大島と同様に、石工の供給地でもあった。そうしたところから、石垣と土手それぞれの棟梁が任命され、請け負った石船や砂船を指揮したらしい。

さらに棟梁との関係については、「棟梁^江歩方差出候儀ハ被差留候段被仰聞、奉畏候」と、棟梁へは「歩方」(口銭のことであろう)を支払わないと誓約したものもある。ここから逆に、一般に開作普請では石船・砂船は棟梁に「歩方」を支払っていたことをうかがえる。したがって、石船・砂船が直接施主から請け負って賃金を給付されていたはずであり、たしかに「金銭之儀^者時々相場を以御払方被仰付可被下候事」との箇条もみえる。

要するに、普請全体を管轄する業者として石ノ手棟梁と土ノ手棟梁があり、石船・砂船を監督して丁場を担当させる、ただし個々の石船・砂船は直接に施主から丁場を請け負い、賃金も得るといふ、妻崎新開作でみたのと同じ形態をとっていたことになる。

このほか、「私共村所・支配旁」は棟梁を介して届け出るとか、「仕役

人之内他国者私共仲間内二一向無御座」ことを誓約した箇条もある。居住の村の場所や支配関係を報告したり、他国者はいないとわざわざのべていることからは、石垣とともに砂船も、開作地からは離れた地域のものであったことがやほりうかがえる。

こうしたいくつかの箇条を書き上げたあと、最後につきのようにある。

右此度御開作御築立被仰付、石垣・土方共二築方私共^江前書廉書を以、丁場番数夫々御渡方被仰付、御請申上候、然上ハ私共申合せ、御為能築立可仕候、万一御法相背候節ハいか様共被仰付可被遣候、為其御請状申上候、以上

未四月

石船中

砂船中

石垣とともに土方についても、渡された丁場を請負い造成するといっている。

以上から、砂船が土手造成に必要な砂を採取して丁場まで運ぶだけではなく、土手の造成そのものにも携わったと理解できるだろう。⁽¹⁷⁾ 前稿では、もっぱら石垣部分の造成にしかふれていなかったが、背後の土手部分についても、同様に遠隔地から来た専門の労働力が担当していたわけである。もつとも妻崎新開作の造成では、砂の搬送のために近隣から漁船を借り上げており、⁽¹⁸⁾ 搬送だけなら近隣での調達が可能だった。また砂を使った土手の造成も、それ自体は単純労働のはずである。そうした作業内容の単純さにもかかわらず、遠隔地の専門業者が造成を担当していた。その専門性とはどういった内容からなっていたのか、逆にいえば、そのための労働力を開作地周辺で調達しなかったのはなぜか、疑問となってくる。

③ 作業現場での労働編成

(一) 西ノ浦新開作の潮留普請

以上、堤普請において丁場を請け負い、石垣・土手それぞれを造成した石船と砂船について、その性格を考えてきた。ここでは、それらが他領も含めて広域を移動する専門集団として存立できていた根拠について、普請の作業現場の側から考えてみたい。もつともそうした実態はなかなか記録されることがないが、藩が直接担当した潮留普請については、比較的詳細な記録が残されるばあいがある。潮留とは、ほかの堤ができあがったあと最後に接合することをいい、これを一拳に仕上げないと、せつかく築いた堤の内側に潮が入ってきてしまうという、堤普請のなかでは最も大事な箇所だった。ためにたくさん労働力を投下し、藩の直接監督下で遂行された。そうした事情から、作業内容を伝える史料が残されるのである。

まず藩領のほぼ中心部、三田尻宰判のうち、佐波川河口部、鹿角開作の西沖にあった西ノ浦新開作での潮留普請のようすを観察しよう。戦前の研究となるが谷荅六『西ノ浦新開作の研究』⁽¹⁹⁾が関連史料を紹介している。これに拠りつつみてゆくことにする。この開作は、文政五年（一八二二）から藩営で造られたもので、一五〇町ほどの田畠からなっていた。北・西・南の三方を堤によって囲んでおり、佐波川に沿った北側が七〇一間、海に面した西側が七五二間、浜開作に沿った南側が五〇六間という長さだった。それを二〇間ずつ九九の丁場に分割し、造成している。

堤普請は文政五年（一八二二）十二月に始まり、同七年二月二十三日の潮留で一応の完成をみた。四丁場分が潮留箇所であり、その当日は、

東西両方の羽口（堤の接続面）から同時に工事を始め、堤を接合した。図2は東羽口のようなすを画いたもので、海の側（図の上方）に石垣が、内側に土手が築かれている（ただし谷苔六が紹介する図を簡略化している）。反対側の羽口とのちようど中間ラインには、四斗樽の浮を両方に付けた縄が張られており、そこをめぐって堤を延ばしていった。石垣の外には持溜石という石置き場と平太船が配置されている。また土手部分には、石垣のすぐ裏、中央部分、内側の部分と、三ないし四ヶ所に土俵か石俵かが海に向かって積まれてゆくようすも画かれている。潮留普請には、片方の羽口だけで土俵一万五千俵、砂俵一万六千俵が用意され、それを使って海中に土手を延ばしてゆき、土をかぶせて造成された。そのために必要な石俵・土俵をはじめ、石昇棒や歩板、土手のなかに敷く齒朶、あるいは縄や松明などの資材や用具は藩の側が用意している。

堤の先端には「御紋昇」や「御紋高張」が立てられ、その下に藩の責任者たちが居並んだ。その目の前で作業にあたったものをまとめた「役割配」を、表1に示しておいた。全体は、外輪（図のA～C）・内輪（図のD～F）・それ以外、に三区分されている。外輪は石垣部分の造成を、内輪は土手部分の造成を主に担当した。それぞれには「見合」として担当役人・その配下の手子、また庄屋など村役人数人が任命されている。外輪の「見合」は石垣の上に、内輪はFに、それ以外はGと、担当範囲での作業を監督できる場所に陣取っていた。

それら「見合」の下で、片羽口だけで「雇」と「地下」あわせて一五〇〇人が使役されていた。同書に紹介される図2も参照しつつ、作業内容を再現してみよう。

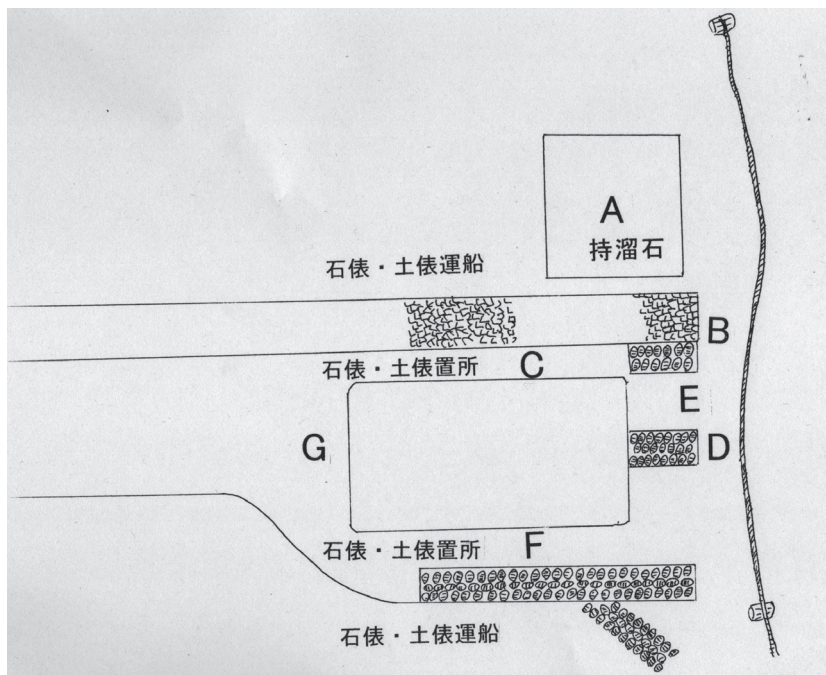
a 石垣の造成

まず「外輪関留」のなかでも、石垣部分の造成にあたった図のBには、小頭率いる石組三〇人が配置されている。「石船ノ者雇」とあるように

表1 西浦新開作潮留口における「役割」(片羽口分)

区分	配置	仕 役	人数	小頭	才料	備 考
外輪関留	A	持溜石持運夫	60	4		雇出
		持溜石積船	5艘			雇
	B	石組	30	1		石船の者雇
		石俵・土俵羽口付夫	15	1		雇, 心得候者雇入の事
	C	石俵持運夫	40		2	地下
		土俵持運夫	40		2	地下
石俵土俵繰出夫		10		1	地下	
内輪関留	D	内輪土俵付夫	15	1		雇, 心得候者雇入の事
	E	鋤引夫	10	1		雇
	F	石俵持運夫	40		2	地下
		土俵持運夫	40		2	地下
		繰出夫	10		1	地下
見合	C	羽口砂引おろし夫	30	1		2番ニして雇
	G	砂持夫	900		45	地下夫2番ニして
		砂入夫	60		3	地下夫2番ニして

典拠：谷苔六『周防西ノ浦新開作の研究』防長文化研究会，1938年，18～32頁。
配置A～Gは、図1を参照。



谷苔六『周防西ノ浦新開作の研究』(防長文化研究会, 1938年, 46頁挿入図)より作成。



図中の  は石垣を,  は土手を示している。

図2 西ノ浦新開作における潮留箇所(片羽口分)

石船のなかから調達された。もっとも堤の個々の丁場を担当した集団として三〇人は大きすぎるように思う。複数が合わさったものだろう。そのための石は、Aにある持溜石から持溜石運夫六〇人と積船五艘で運びこんだ。うち積船は図のなかでは「石船平太五艘、三人乗」といいかえられており、石船から選ばれたことがわかる。また持溜石運夫については「石カキ(兒)夫」と図では書かれている。小頭四人の率いる「雇」だが、これも石船から調達されたのかどうか判断が難しい。とはいえ石

輪四〇差シ・石目籠二〇個・石昇棒三〇本という、石を運ぶための用具は藩の側が用意しており、したがってそこでの作業が格段の熟練を要しないものだったことはうかがえる。

b 土手の造成

つぎに土手部分の造成のためには、BとDという羽口の突先部分に一五人ずつの羽口夫が配置される。ともに水中に浸かりつつ石俵・土俵を積み上げ、堤の形を造ってゆく作業にあたった。それぞれ小頭に率えられるが、作業内容からいっても石船とは区別されるものだろう。

なおBで羽口夫を率いた小頭は岩国ノ仁右衛門だし、Dの小頭は三田尻千代松だった。向かい側の西羽口でも下松や小郡などのものが配置されている。

ところで谷苔六が紹介するなかに、丁場全体の請負状況を示す図もある。潮留口などの御手丁場を除いた各丁場について名前が書き込まれたものである。そして、隣の開作と接する南側の堤では一丁場に一人が中心だが、佐波川に接する北側では一丁場二人が最も多い。さらに海に面する西側の堤となると、四〜六人程度がまとまって記される丁場が目立つ。そうした請負人は一一一人を数えられるが、複数が共同して丁場を担当することが多くあった。

その名前のなかに、潮留の羽口夫小頭をみいだせるのである。それらが石船の小集団を率いるものなのか砂船なのか、断定は難しいが、羽口夫といって石船とは区別されるのだから、砂船だった可能性が高いと思う。⁽²⁰⁾ 堤の丁場請負人のなかから羽口夫の小頭が選ばれていた。

また「心得候者雇人の事」と注記されるが、それは羽口夫が作業に一定の「心得」がある、経験を有するものであるとの意味に解される。そのことは、谷苔六によるつぎの記述からもうかがえる。

汐留工事に際し、羽口の水中に入り、投入せる土俵を手玉の如く受

取り、之を水中に踏込み踏込み、大に奮闘したる者二人あり、其東口に当れるを本村住国弘甚蔵と云ひ、西口に当れるを佐野村住力士小石川といへり

どういった史料を根拠にしたのか明確ではないが、羽口夫には、水中での作業をもっともしない剛毅さと、筋力の強さが求められたらしい。素手で土俵なり石俵なりを積み上げる、その限りでは単純労働に違いないが、かといって誰とでも代替可能だったわけではなく、そうした特定の人物が求められたのである。そのさい、本村とは西ノ浦のことで、佐野村とは佐波川を挟んで隣接する村だから、たとえば相撲取のような、それにふさわしい労働力は地元でも調達されえたことも知られる。

さらにEに置かれた鋤引夫一〇人は、B・Dの羽口夫が積み上げた土俵・石俵のうえに、鋤を使って土を水中に引き下ろす作業にあたった。これも小頭に率いられた「雇」からなっている。「心得候者」の注記はみえないが、小頭は三田尻伊世熊であり、やはり堤丁場の担当者だった。水際の作業ということもあって、専門業者から選ばれたのだろう。

羽口の最前線に立って、石垣を積み上げるものはもちろん、石俵や土俵を使って土手を造る作業にも、一定度の経験や筋力など個人としての資質が求められた。そしてそうした作業の統括には、他の丁場での石垣ないし土手の請負人が小頭として配置され、それぞれが作業ユニットをなしていた。そうしたものを「雇」と表現するわけである。

c 石俵・土俵・土の供給

以上に加えて補助的な労働があり、「雇」に対して「地下」とされるものがたくさん必要だった。しかも「雇」は全体の一二%ほどでしかなく、人数のうえでは大部分を「地下」が占めていた。その調達のようなものを表2にまとめてみた。

ここにあるように、三田尻宰判の一五ヶ村から拠出されている。村

表2 西浦新開作潮留のさいの村別出夫

村	人夫	内 訳														
		石俵持夫	才料	土俵持夫	才料	石俵土俵積繰出夫	才料	砂入夫	才料	荒物持運夫	才料	篝火松夫	才料	砂持夫	才料	
東羽口	西佐波	148		40	2							12	1	81	8	
	仁井令	152		40	2									105	5	
	伊佐江	137	40	2										90	5	
	三田尻	97				20	2							71	4	
	東佐波	179	40	2										130	7	
	古浜	339				40	2	60	3	12	1			211	10	
	西浦浜	70												67	3	
	新田	153												146	7	
小計	1275	80	4	80	4	60	4	60	3	12	1	12	1	901	49	
西羽口	西浦	88				40	2							40	2	
	向島	26												25	1	
	切畑	56												53	3	
	田島	209						60	3					139	7	
	植松	148			40	2								101	5	
	右田	718	40	2	40	2	20	1			12	2	20	1	509	26
			40	2												
江泊	30													29	1	
小計	1275	80	4	80	4	60	3	60	3	12	2	20	1	896	45	

典拠：谷荅六『周防西ノ浦新開作の研究』防長文化研究会、1938年、34～40頁。

ごとにとみると、いずれの村も砂持夫は扱出しており、しかもそれが「地下」の七割〓九〇〇人近くにもなっている。これは、図2Gに配置され、E鍬引夫などが水中に引き下ろすための土を二交代で補給するものだった。鍬をめいめいに持参させているが、筋力もさほどは必要としない、最も簡単な作業だったのだろう。潮留作業に合うよう土を運び入れるには、たくさんの人手を要したものと思われる。

またB・Dの羽口際で羽口夫が積み上げる石俵・土俵は、堤の外側と内側それぞれから船で運びこまれた。これを船から船積出夫一〇人ずつが船から運び出し、堤の上の石俵・土俵置所まで運び上げた（船積出夫は表1「役配」にはみえない）。さらにそこから繰出夫一〇人ずつと、C・Fにいた石俵・土俵持運夫四〇人ずつが羽口際まで運んで羽口夫に渡した。限られた時間に一挙に搬送する必要があったので、ここにもたくさん配置されたのだろう。これらも単純労働ではあるが、重量のある石俵・土俵を運ぶことから、ある程度の筋力が求められたはずである。そのため砂持夫とは別に村々に割り当て、それぞれで一定の選別を経て扱出したものと思われる。

こうした地下夫は扱出の段階で二〇人に一人の才料とセットとされた。これを基礎単位として、必要数に応じて二組、三組と組み合わせている。「雇」は丁場請負人〓小頭が差配したのに対して、「地下」は扱出元の村々の村役人や才料という、つまりは開作普請には素人であるはずのものが統括していた。

以上のように、潮留普請にあたった労働力には何種類かがあった。まず石垣を造成する石組があり、また石俵や土俵、あるいは土を使った土手の造成も、遠隔地からの請負人が統括した。さらに人数のうえではそれらをずっと上回った補助労働が別にあり、こちらは地元の村々から、作業内容の違いも考慮しつつ扱出されていた⁽²¹⁾。

もちろんこれは、短時間に大量の労働力を投下して実施された潮留の

事例ではある。とはいえ、一般の丁場もやはり石垣と土手からなっていたのだから、規模こそちがえ、労働編成の仕方は同じとみることができよう。そのさい、石積みだけではなくて、土手部分の造成にも請負人がかかわっていた理由について以上から想定できるのは、単純な労働ではあれ、筋力や剛毅さ、ある程度の経験など、個々人の資質が重視される局面があったという点になる。

しかし、地元の村々から扱出されるなかにも、一定度の選抜を経て選ばれた船積出夫や持出夫があった。少なくとも筋力というだけなら、それらと格段のちがいはないようにも思えるし、何より人数のうえでは大部分を周辺の村々から調達しえていた。あるいは、羽口夫にも地元から力自慢のものが調達されることはあった。そうしたなかで、なぜわざわざ単純な作業の一部を、遠隔地からの専門的な請負人ないし労働力に担わせたのか。そこには、どういった要請があったのだろうか。

(二) 妻崎開作での潮留普請

つぎに潮留のようすが具体的にわかる例として、藩営の妻崎開作もとりあげてみよう⁽²²⁾。この開作は妻崎新開作に先だって、厚東川河口に文化十四年（一八〇七）に造成されたものだった。堤は、厚東川に面した東側五六六間と、海に面した南側の沖土手四一八間の二方向に造られている。

一丁場二〇間ずつ、全部で五八に分割された丁場のうち、三丁場分、計六〇間分が潮留口とされた。その羽口における担当者の概要を表3に示しておいた。同じ史料に添付された図3ともあわせて、一人ずつおかれた「役人衆」の配置をみれば、A石垣の先端部・C土手の先端部・Hそれ以外と、ちょうど西ノ浦新開作での外輪・内輪・それ以外と同じように区分されていたといえる。ここでもそれら「役人衆」が見守るなかで行われた作業のようすを再現してみよう。

図にもみえるように、両方の羽口を結んでメ縄が張られており、中央

表3 妻崎開作潮留口における役人等の配置
(片羽口分)

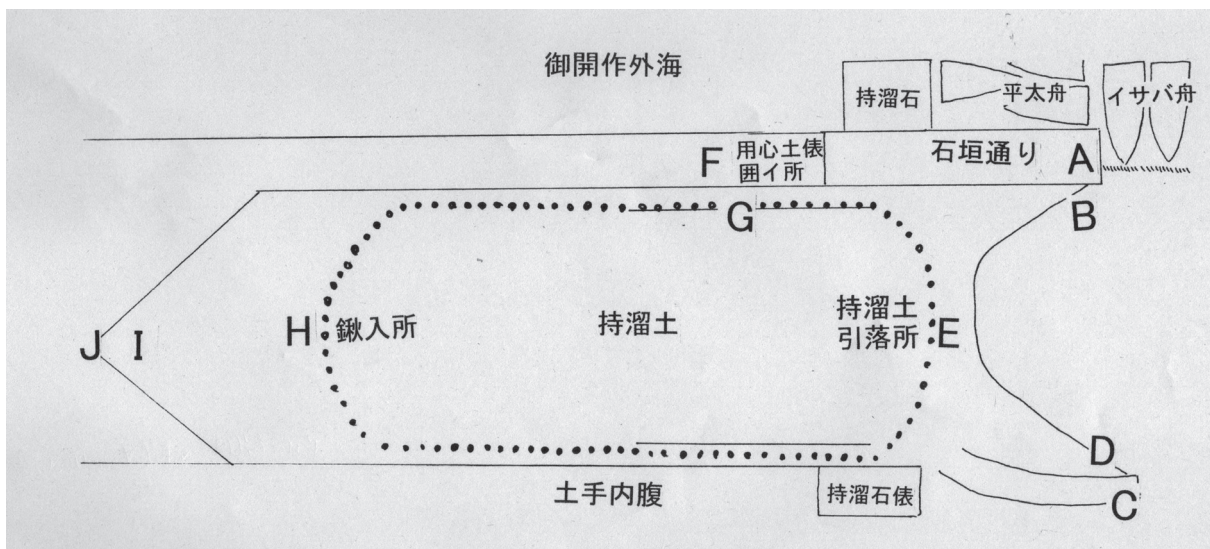
位置	役人等	配 下
A	役人衆1人	
	手子1人	
	小頭1人	手ノ者8人
	石頭1人	石組6人
B	小頭1人	手ノ者15人
C	役人衆1人	
	手子1人	
	小頭1人	手ノ者8人
D	小頭1人	手ノ者15人
E	手子1人	引落夫
	庄屋1人	
H	役人衆1人	鋤入夫
	手子1人	
	庄屋2人	
	才料2人	
G	手子2人	土持夫
	庄屋2人	
J	手子2人	土持夫
	庄屋2人	
F	手子1人	用心夫
	庄屋2人	
I	畔頭2人	人夫4人

典拠：塩田家文書409「長浜妻崎開作一件」。

部の海中には東と西と書いた幟が二本が立っていた。東西どちらが早く到達するか、競わせるためである。そして羽口部分には、メ縄の外にいさば船一五艘と平太船二〇艘が乗り付けている。いさば船は石を積んで前日から待機していたもので、潮が引くまでの間に、指図に従ってメ縄の外へ石を投げ込み、終わればただちに海へ出た。このいさば船の作業で「汐を切」ったあと、こんどは平太船が持溜石から石を運び込み、メ縄の場所へ投げ込んだ。

そうして船から投げ込んだ石を使って石垣に積み上げたのが、石垣の突先Aにいた石頭と石組六人である。もつとも同じ場所には小頭と手ノ者八人も配置されていた。その役割は、引き汐が強く石積みの作業が難航すれば、石頭が、「小頭之者申合、彼ノ手ノ者とも、近キ所之石をかる子を以取出シ、組候中ニハ潮干可申」と、小頭と相談して手ノ者を使って軽籠で石を運ばせ、石積みを手伝わせることになった。

なお潮留ではなく一般の堤普請については、担当した役人に宛てた心



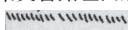
山口県文書館塩田家文書409「長浜妻崎開作一件」より作成。
図中  はメ縄を示している。

図3 妻崎開作における潮留箇所(片羽口分)

得書が残っている⁽²⁴⁾。そのなかで石垣方の役人の心得がつぎのように指示されている。

鼠色之泥之様成石ヲハ勿論被差除、舟積之石三ツニ撰分ケ、大之分表石垣二入□ニ組、其次之分裏石二組、小ノ分中込二ツ、尤石垣石与細キ石とハ直段も違い候事二付、中込ミと候而も操石ニ似寄候分ハ被差除、随分透キ無之様ニ詰組二ツ、猶又込ミ石之分外分差込置候而ハ浪ニ擲出シ候事二付、込ミ石を入置候而、其上江石組かけ候様二、又ハ内分外江込ミ候様成共、不絶手堅可有御申付候

石船で運ばれてきた石は均質なものでなかったらしい。そのためまず鼠色の泥のようなものを除け、そのうえで三つの大きさに分けて、大は表石垣、それに次ぐものは裏石、小は中込みと、用途に応じて用いるように。また込み石が波で叩き出されないよう工夫させよ、などの配慮が記されている。石積みにはこうした一定の知識ないし経験が必要だった。とはいえ潮留の現場では、石組以外のものにも石を集めて石積みを手伝わせていたことをみれば、作業自体にさほどの熟練は要さなかったとも思えるのである。

つぎにAのすぐ際、石垣に接する土手部分Bにも小頭と手ノ者一五人がいた。これは、土手の上に積まれた持溜め土を引き下ろして石垣の際へ引き寄せ、菌朶を敷き詰める作業にあたっている。AとBとで外側の石垣と、接する土手部分とを造成していった。

一方で内側にあたるCには小頭一人と手ノ者八人、Dには小頭一人と手ノ者一五人が配置される。Cでは石俵を積みながら、向かい側の羽口に向けて水中に延ばしてゆき、Dでは土をかき寄せてCの造った石俵の列を補強した。

こうして外側の石垣と内側の石俵によって、サンドイッチ状にした外枠をまず造った。ここまでを担当したAとDは、石頭に率いられた石組と、四人の小頭がそれぞれに率いる手ノ者であり、西ノ浦新開作にいう

「雇」に相当するものだった。そのさい西ノ浦新開作ではともに小頭と記されていたのに対して、石頭と小頭とが区別して書かれていることからすれば、両者は別のものというべきで、小頭とあるのは砂船しか考えられないことになる⁽²⁵⁾。

そうして外枠を造りつつ内部を土で埋めていく、この作業を繰り返すことで、徐々に堤を伸ばしていった。そのため大量に必要な土は、土手の中央部に持溜土として積み上げられており、Eにいる「引落夫」が水際まで引き落とした。これは庄屋が率いているので、西ノ浦新開作にいう「地下夫」に相当したことになる。ただし妻崎開作では、「土手内腹之土を錢持を以埋候」とあるように「錢持」に担当させていた。堤の普請についての担当役人の日記をみると、この「錢持」が毎日のように登場する⁽²⁶⁾。たとえば九月二十六日に「三十八番・九番・四拾番二而五丁場錢持、八百目余払之」とあるように、文字通り日銭を支払って、周辺から労働力を調達したものと思われる。

「錢持」によった「引落夫」は、CとDの手ノ者が土手として整形してゆくための土を供給した。さらにその持溜土に土を供給するのが、やはり庄屋に率いられたH「鍬入夫」・J「土持夫」で、うち「土持夫」は二交代で土を運び入れた。これらと別に配置されたF「用心夫」は、羽口が危急のさいに、A・Bの作業を手伝った。

羽口の水際に立って石垣や土手を造成するものは、それぞれ統括者に率いられた石船や砂船の小集団からなり、それに土などを供給する補助的な労働力は、地元各村役人などに率いられて後方に配置されるという、西ノ浦新開作と同じく二重の構成からなっていた。

(三) 作業ユニットの自律性

ところで、その石頭および小頭が率いる手ノ者については、いずれも「人撰を以て連れ出し」と、石頭・小頭が選定した特定の人物を配置す

ると注記されていた。このことは何を意味するのだろうか。
そこで小頭の心得のなかにある、つぎの箇所をみてみよう。これはAに配置された小頭についてのものである。

：且又小頭之者ハ石之手仕寄向羽口之石垣与不行合中ニ汐満来候様ニ相考候ハ、囲い夫之内剛丈成人呼取、持溜石をかる子を以昇寄させ、小頭手ノ者・石組之者人はまり満汐之防キ可仕候、夫二而無心元候ハ、囲い夫を以土俵取寄、小口積ニソ能々踏付、其内江疊を建、土引寄、汐留可仕候、此所作之儀ハ至而危急之場相、尋常二而ハ無之候、若其期ニ至り候ハ、四人之小頭一ツニ相集、手ノ者をも励せ、身ニ引受其防キ可仕候、誠ニ危急之節壹方防キ之ため、手ノ者をも人撰を以連出候様ニ仕法立相成候、土持其外ハ荒手入替相働せ候得共、小頭手ノ者ハ人柄撰を以、其頭々江相任せ候儀ニ候故、手代りも無之、骨折不大形事候得とも、此段令勘弁、抽而可遂出情候事

外側（A・B）の石垣と内側（C・D）の石俵、それぞれで外枠を造つてゆく作業は、潮が満ちる前に完了させねばならない。外枠さえできてしまえば、土手内部の土はあとから埋めれば済むが、もし完了できなければそこから潮が入り込んでしまう。しかも満潮のなかでは石積み・石俵積みの作業は不可能となる。つまり潮留自体が失敗に帰してしまうことを最も警戒している。

そしてもし反対側の羽口との接合が間に合わない判断すれば、「囲い夫」（F「用心夫」のこと）から「剛丈」なものを選んで石を軽籠で掻き集めさせ、手ノ者・石組と一緒に潮を防がせる。それでも間に合いそうになれば、「囲い夫」に土俵を取ってこさせ、畳も立てて潮留をせよ。通常はない緊急事態だが、もしそうなったらA・Dの四人の小頭が一緒に、手ノ者を励まし対応せよ。そのために手ノ者は人選させたものを配置しているはずだ。土持のように新しと交代できるも

のとは違って大変だが、よく心して作業に臨むよう。大方以上のような趣旨が書かれている。

同様なことは、B・Dの小頭にもいわれており、危急のさいには四人が一致して、手ノ者を使って対応に当たることである。A・Dに配属された小頭四人が、作業の進捗状況をたえず把握し、必要に応じて、「囲い夫」に応援を求めたり、さらには内側（C・D）の作業を中断して、海側（A・B）の石垣造成に全力を傾注させる。そういった作業全体の判断を、瞬時に的確に行なわなければならない。

そしてその配下で働く手ノ者は、限られた時間のうちに、押し寄せる潮に屈せず造成にあたるものであり、筋力、精神力における強靱さがまずは求められたろう。しかもより重要なことは、小頭の指揮に従って、いわばその手足のようになり作業に従事する点にあった。危急のときには小頭四人が連携して対応しなければならない、そうした事態に一体となって働けるよう人選をさせていると説明するのである。

またそのことは、同じく造成の最前線で働く石組にも当てはまらずである。扱う素材が石か、石俵・土俵ないし砂かという違いはあれ、水中に浸かりつつ堤を造成してゆくという点に即せば、小頭の手ノ者の作業と石組とで大きな差はなかったらう。

このように石頭や小頭が人選をするとは、ただ単に個人の技量や、筋力・剛毅さを基準にしたものではなく、いざというとき、統括者の指揮に従って機敏に立ち働くことができるかどうか、そうした観点からのものだった。個々の労働力の資質もさることながら、作業ユニットとしての一体性が重視されたわけである。作業状況を把握し適宜指揮を下す能力を有した統括者と、それと一体となって働く労働力。羽口付近の緊急性の高い現場において、個々の作業ユニットにはこうした組織性が求められた。

念のために記しておけば、そのような指揮を羽口際にいる藩の担当者

がしたわけではない。かれらにできることは、石頭と小頭を励ますことではなかった。たとえば持溜土の脇には長持がおかれていたが、そのなかには紙で包んだ握飯と串刺しの菟蓐が用意されていた。これについてはつぎのように説明している。

此分ハ羽口ニ^而肝要之場所^江被召仕候小頭四人・石頭式人代り々々
呼寄、本メ・算用方間分抽^而骨折之段挨拶ニ^而認させ候歟、手ノ者^江
取帰給せ候様ニ有之候ハ、猶励候^而別^而出情可仕哉之事

小頭四人・石頭二人（片方の羽口には石頭は一人しかいないと思われる。なぜ二人と書かれているのかよくわからない）を代わるがわる呼び寄せ、本メ方か算用方かどちらの役人より、別して骨折りだとして食べさせてやり、また手ノ者にも持ち帰って食べさせるようにといえは、なお一層励むことだろう。このような配慮を求めている。現場の担当役人といっても、作業に就く個人々人を直接管理することはもちろんできず、ただ食べ物を使って、石頭・小頭を通して督励するのが精々のところだった。

以上のことは、堤普請のなかでも特別な個所というべき潮留についての、なかでもさらに緊急事態への対応についてはあった。しかし堤普請の請負人たちは、いざ潮留に配置されれば、こうした対応ができるだけの能力を要請されるものだった。しかもそれまで行っていた堤普請でも、度合いや頻度は低くても類似の事態は発生したのであろう。かれらの有する専門性とは、たとえ個々の労働それ自体は単純なものだとしても、集団としての組織性にこそあったことができよう。

潮の合間をみて、半ば水に浸かりながら石垣を組み上げ、背後の土手を造ってゆく。危険を伴うとともに、状況に応じた機敏な行動が求められる作業現場であるからこそ、石船にしても砂船にしても集団的な組織性が発揮される必要があった。こうした作業の特質に規定されて、地元から寄せ集めた労働力ではなく、この部分はどうしても専門的な作業集

団に委ねる必要があったということだろう。

おわりに

萩藩領の開作普請を再度とりあげ、堤普請にかかわる労働力のあり方をみてきた。以前の論稿に付け加えたことを、もう一度ふりかえっておこう。

まず開作の堤が石垣と土手の二重構造だったことから、堤の造成もその二つの部門からなっていた。それぞれを担当したのは、石船（石組）と砂船という、藩領でいえば大島をはじめ、いくつかの供給地を拠点とする出稼集団だった。もつとも両者ともより具体的なあり方については十分な検討ができず、今後の課題とせざるをえない。少なくとも前稿で注目した石垣だけではなく、土を使った土手部分の造成についても、そうした集団がかかわっていたことはたしかである。

また開作地には普請全体を統括する石頭（ないし棟梁）がおり、それを介して請負人が普請に参加していたと以前のべた。そのさい、請負人とは多数の石船を率いる集団の統括者で、かれが丁場をまとめて請け負っていたとイメージしていた。しかし今回の検討でわかったことは、普請当初の入札に参加するのはそうした包括的な請負人ではあれ、個々の丁場を少人数からなる石船ないし砂船が直接に請け負っていて、請負人も直接に受け取っていたことだった。つまりまとまった大集団をなして移動することはあっても、その内部には在所を同じくする小集団があり、それぞれが自立して普請に関与していたとみることができた。

このように、石垣の造成ばかりか、より単純作業のはずの土手の造成についても専門の小集団が担当していたのであれば、その理由が問題となる。そこでまず想定されることは、個人として求められた専門的な技能だろう。少なくとも石積みについては、石の素材・形状を見極め、ま

た積み上げ方についての経験・知識も必要だったのはたしかである。ただそれが、専門の用具を介して発揮される、職人の熟練労働とまで呼べるものだったかどうか。とりあげた例からは、求められる度合いは低いものと思われたが、この点については他の事例にもあたることによって引き続き検討したい。

ここで注目したいのは、そうした個々人の能力とはひとまず別に、数人規模の協業によって初めて遂行できるという作業自体の特質である。そこでは、施主から提示された仕様を理解し、資材を調達したうえで現場で造成計画を立て、作業の指揮をする、こういった統括者が不可欠だった。あわせて、石垣にしても土手にしても、造成自体は水中に浸かりつつ潮の合間をみで行うもので、機敏な状況判断が求められるものだった。そのため統括者と一体化した機動的な作業集団でなければならなかった。両者あいまって、個々の作業自体をバラバラにしてみると、熟練度が低位で互換可能なようにみえたとしても、集団としての組織性は必須であり、そのことが普請現場での労働編成や調達の仕方を規定していたのだと考えることができる。

近世社会には「日用」労働がさまざまな形で存在した。本来、自身の肉体以外の所有や熟練からは無縁だったから、所有とその相互認知のための集団を基礎になりつつ近世の職分のなかで、異端的な位置をしか占めなかったのは事実であろう。とはいっても、文字通りの個として存在したわけでは必ずしもなく、多くは何らかの共同性を有したし、なかにはそれなりに強固な集団化を遂げる場合もみられた。⁽²⁷⁾ もっともそうであれば、熟練とも所有とも無縁だったのに集団形成がなせられたのか、その根拠が問題となる。以上のべきだったことは、普請現場でみいだした作業集団の特質がその契機の一つになるということにほかならない。そうした意味において、「日用」労働のあり方を考えるうえで示唆になるものといえよう。

註

- (1) 森下徹「新田開発と石材業の展開と石工」(『社会経済史学』六五・一六、二〇〇〇年)、同「近世瀬戸内地域の労働社会」(溪水社、二〇〇四年、第七章)。
- (2) 妻崎新開作の概要については、『宇部市史 通史編下』(宇部市、一九九二年、六四四～六五九頁)で触れられている。
- (3) 山口大学付属図書館林家文書一五―一五二―一〇八「秋穂浦千歳浜御築立諸控」。
- (4) (5) 山口県文書館毛利家文庫「地誌」七二「船木妻崎御開作一件」。
- (6) 毛利家文庫「地誌」二二「妻崎新御開作沙汰控」。
- (7) 註(4)史料。
- (8) そうであれば石船自身が、施主(藩)の提示した仕様書にしたがって石積みを行うだけの能力を有していたことになる。なお十月の段階で、開作方頭人が、三重の仕様を止めて二重にし、その分、石垣の勾配を緩くする変更計画を検討したことがある。各地の石垣の構造をふまえても、そうした方が波に強くなるという理由だった。そのことを藩庁中枢に上申した書状のなかで、「右之通彼是詮儀仕候趣ハ、当節備前其外自他国々相集候功者之石組とも^五も内々評義仕らせ承合候上」のことだとのべている(毛利家文庫「諸省」四二九「船木宰判妻崎沖開作聞繕書」(『山口県史 史料編近世四』一四三))。そもそも各地から集まった「功者之石組」たちが、石垣の設計計画についての意見をいい、原案を変更させようとしていたらしい。仕様書にしたがって石積みをするだけでなく、石垣の設計自体を行う能力も有していた。
- そうした設計計画についての専門的な技法は当然知悉していたのだろうが、個々人による石積みの作業そのものに専門性をどこまで認められるのか、判断に迷うところである。この点については、のちほどまたふれることとする。
- (9) 毛利家文庫「諸省」四二九「船木宰判妻崎沖開作聞繕書」(『山口県史 史料編近世四』一四三)。
- (10) 「防長風土注進案 一・二 大島宰判上・下」山口県文書館、一九六一年。
- (11) 安政二年(一八五五)、吉田宰判梶浦開作にさいして、大島郡外入^{とらひり}のものが「仲間の船乗六人と、それぞれ沖開作用の石を積んで」梶浦へ赴いたが、役人から支払いを受けられず、やむをえず三艘を売り払って残り三艘に全員で乗り込んで、肥前国での開作普請に移ったという(宮本常一・岡本定「東和町誌」東和町、一九八二年、四六八～四七〇頁)。石積みは複数で行う作業であり、ために石船数艘がグループを組んで移動することが多かったのだろう。
- また久賀で石積業が盛んだったことは、『山口県の諸職』(山口県教育委員会、一九九〇年)にも記述がある(四七頁)。そこにおける、石工(石積)への聞き

取り調査では、「平人夫は石や土を運んだり、土を掘ったりする手伝人で、これを久賀ではテゴ人（手子人）」と言っている。石工一人にテゴ人四、五人が一組をつくり仕事に出かけたのは、藩末から明治にかけてであった」とある（同書、一三六頁）。ここで石工一人と手子数人とで赴くというのは、開作普請ではなく、より簡単な石積みだったのでないだろうか。

(12) 『東和町誌』のなかには、つぎの記述もある（田村善次郎監修『東和町誌―各論編―第四卷「石造物」山口県大島郡東和町、一九八六年、一九一頁）。

石積み技術は自然発生的に生まれ、細工技術は系統的に伝承される特徴がある。つまり、積み石屋の専門化は築城などの特殊な場合を除き、技術的な系譜をもたず、多くは農民などが体験的に取得していったのであり、そのなかから兼業という形での間稼があらわれ、やがて専門化してくるのである。東和町でも近代になり、公共事業がおこり、技術審査が行われるようになって、積み石屋は専門化してくるのである。

また同書では、石積みには、野面石を使って素人が積むばあい・専門技術を要さない割り石・ヒロイ石を使って積むばあいと、切り石を使って積み石屋が積むばあいとがあり、後者についても農業のかたわら兼業で営むものと専門とに分かれていた。「東和町の積み石屋は、むかしはみな兼業タイプであった」とも書かれている（同前書、一九六頁）。

これに従うと、総じて積み石に求められた技術レベルは低位なもので、農閑余業の一種と位置づけられることになる。

(13) 註(4)史料。

(14) 嘉十郎とは、先に採石場での石値段が高いと訴えた、石頭取嘉十郎と同一人物であろう。かれは普請開始時点では土方の請負人であり、その後、石垣の請負にも関与したことになる。石垣部分には石頭、土手部分には別の頭取がそれぞれの統括者として置かれたらしいが、実際には同じような請負業者が担当していたということだろう。

(15) 註(4)史料。

(16) 註(3)史料。

(17) ただし「風土注進案」を繕いても、砂船に該当する記述をみいだすことはできず、その実態についてはこれ以上にはよくわからない。

(18) 「地誌」一一「船木妻崎沖新御開作築立一件」。「砂漕」のために開作地から二三里の範囲にあった漁村に漁船の拠出を命じたことがあった。そこで試算される搬送量は砂船の半分ほどであり、砂を運ぶだけならたしかに近隣の漁船でも用は足りたはずである。

(19) 谷岩六『周防西ノ浦新開作の研究』（防長文化研究会、一九三八年）。

(20) 前稿ではこの図（谷前掲書一二頁挿入図）を丁場全体についての石船の請負状

況を示すものと理解していたが、潮留口においては、石組ではなく、石俵・土俵を積み上げる羽口夫の小頭として登場していることをふまえると、土手部分を担当した砂船の請負状況だった可能性が高くなる。そうだとすると、石船についても、とくに丈夫な石垣が求められた海側の堤を中心、複数で丁場を請け負うことが多かったとはいえるだろう。

ただし、潮留口においては石頭と羽口夫の小頭とが別々の役割となっていて、堤普請では同じく石船の統括者だったということも考えられないではない。そうであれば丁場全体の図は、やはり石船の請負状況ということになる。

(21) 羽口で働く労働力は、外見上もつぎのように区別できるようになっていた（谷前掲書四〇〜四一頁）。①羽口夫は赤手拭いの鉢巻き、②それ以外の「雇」は白手拭いの鉢巻きをそれぞれ着ける。③東羽口ノ手砂持夫は赤のちり紙、④ノ手砂持夫は青のちり紙、⑤それ以外の「地下夫」は黄色のちり紙に仕役の名前を書き付けたもの、をそれぞれ「わけ」（鬮）の後ろへ括り付けた。狭い羽口で一五〇〇人もがひしめき合うのだから、混乱を避けるための工夫なのである。

(22) ここでは、山口県文書館塩田家文書四〇九「長浜妻崎開作一件」に依拠して潮留のようすを再現する。各地の宰判に配属された地方役人のなかから、妻崎開作の現地担当役人が任命されている。塩田彦右衛門もその一人であり、各地の宰判の地方役人を勤めていたときに、妻崎開作の「丁場方・石垣方并樋方兼帯」を命じられ、現地に派遣された。そのとき彼が作成した記録である。なお妻崎開作の概要は『宇部市史―通史編下』（宇部市、一九九二年）で簡単に触れられている（六四三〜六四四頁）。

(23) この石頭とは開作普請全体を請け負う石頭のことではなく、石組＝石船の小集団を率いた個々の丁場請負人のことだろう。

(24) 註(22)史料。開作方頭人が、丁場方・石垣方・樋方という現場へ赴く担当役人に業務内容を指示したもの。実際には担当役人の側で作成された原案である。

(25) あくまで潮留の現場での作業配置に即した理解である。註(20)においてもべたが、実態としては石船も砂船も同じもので、ふだん石積みに従事するものが、砂船として請け負ったときには土手の造成に携わるといったことも、あるいはあったのかもしれない。砂船の実態をうかがえる史料を得ていないので、これ以上の判断は保留せざるをえない。

(26) 塩田家文書九二「日帳」、九三「公私日記」。

(27) 森下 徹『近世都市の労働社会』吉川弘文館、二〇一四年。

(山口大学教育学部、国立歴史民俗博物館共同研究協力者)

(二〇一四年九月二九日受付、二〇一五年一月二六日審査終了)

A Study of Migrant Workers Engaged in Reclamation Construction in the Seto Inland Sea Region in the Early Modern Times

MORISHITA Toru

In the coastal area along the Seto Inland Sea in Hagi Domain (Yamaguchi Prefecture), large areas were reclaimed for rice production in the late early modern times. A prior analysis of labor for reclamation construction revealed that it had consisted of contract workers migrating in the Seto Inland Sea region, their boats called “Ishibune” and construction management agents called “Ishigashira.” This paper reviews the characteristics of labor for reclamation construction by analyzing the construction of mounds held up with stone walls. As banks to enclose rice fields, stone walls and sand mounds were constructed by migrant worker groups called “Ishibune (Ishigumi)” and “Sunabune,” respectively. The entire construction process was managed by a leader called “Ishigashira,” under whom there were contract workers to manage multiple sections. One section was 20 *ken* (36 meters) long and constructed by several groups (Ishibune and Sunabune), each of which was composed of migrant workers from the same area. The reason why not only stone walls but also mounds were constructed by specialized groups was because it was teamwork: a task requiring a group of people to complete. In other words, banks were constructed by groups led by respective leaders who understood specifications, procured materials, planned work schedules, and supervised workers in the field. The mobility as a group integrated with the leader was also essential because they worked underwater. Although individual tasks (e.g., piling up stones and making sand mounds) seem to have been rather simple and easy for anyone to do, the entire process required teamwork, which determined how to recruit and organize workers for construction.

Key words: reclamation construction, Seto Inland Sea Region, Ishibune, teamwork (working as a group), migrant worker group